

給付算定基礎額残高通知書について

毎年5月下旬に、前年度の「給付算定基礎額」に関する情報を圧着ハガキでお知らせしています。

「給付算定基礎額」とは

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域年金相当部分）は廃止され、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

「給付算定基礎額」は、付与額（標準報酬月額（※1）×付与率（※2））と、これに対する利息（基準利率（※3）を基に計算）を累積した額となります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度にあなたが積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。

（※1）標準報酬月額

標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額及び年金等の給付額を決定するとき、その算定の基となる金額で、組合員の受ける報酬月額（基本給+諸手当）に基づき決められます。標準報酬月額は、88,000円（第1級）から650,000円（第32級）と32等級に区分されており、一定の時期の報酬を基に毎年改定されます。このほか、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも、標準報酬月額は改定されます。

「給付算定基礎額残高通知書」では、期末手当及び勤勉手当を受けた月は、期末手当額等を含んで表示されます。

（※2）付与率

付与額を算定するための率であり、組合員であった者とその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」といいます。）の定款で定められます。付与率は、上記の事情に適合しないことが明らかになったときには、水準の見直しを行います。

（※3）基準利率

付与額に対する利息を算定するための率であり、国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均と直近5年平均の低い方）を使用することとされ、地共連の定款で定められます。基準利率は、毎年10月に改定されます。

給付算定基礎額残高通知書について

この通知書は、将来の退職等年金給付（年金払い退職給付）の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年お届けします。

年金待機者（公務員を退職された方）には、退職時と節目年齢（35歳・45歳・59歳・63歳）を迎えたときにお届けします。

※ この通知書は、作成日現在において登録されている標準報酬額等の情報を基に作成しています。

そのため、登録の時期などにより、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

（将来の年金額に影響するものではありません。）

◆退職等年金給付（年金払い退職給付）について

この通知書では、平成27年10月に創設された「退職等年金給付制度」での、あなたの「退職年金の掛金の積立状況（給付算定基礎額残高）」をお知らせしています。

※ 厚生年金や平成27年9月までの共済年金の情報は、この通知に含まれていません。

1年以上の引き続き共済組合員期間をもつ方は、65歳に達した翌月から「退職年金」を受け取ることができます。（65歳以上の共済組合員であるときは、退職の翌月から退職年金を受け取ることができます。）

◆積立時

- ①（標準報酬月額※）×付与率が毎月付与（積立）されます。
※ 期末手当等を受けている月は、（標準報酬月額及び期末手当等の額）
- ② 基準利率に基づき複利計算によって利息が毎月付与（積立）されます。
- ③ ①と②を合わせた額が、将来の年金の原資となる「給付算定基礎額」となります。

◆年金受給時

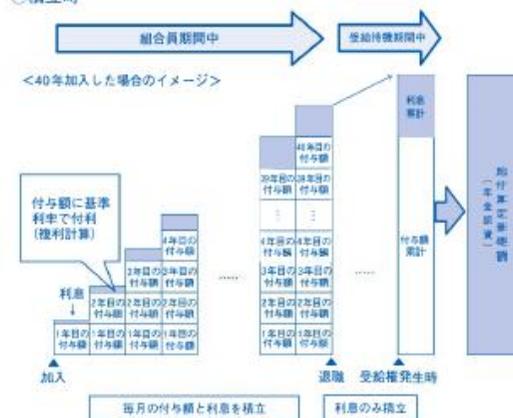
- ① 給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。
- ② 退職年金は、半分が有期年金、半分が終身年金となります。
- ③ 有期年金は20年又は10年での分割受給を選択できます。または一時金として受給することもできます。
- ④ 原則として65歳からの受給ですが、60歳まで繰上げ、または70歳まで繰り下げて受給することもできます。

退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要、給付の計算方法等の詳細は、下記のホームページをご覧ください。

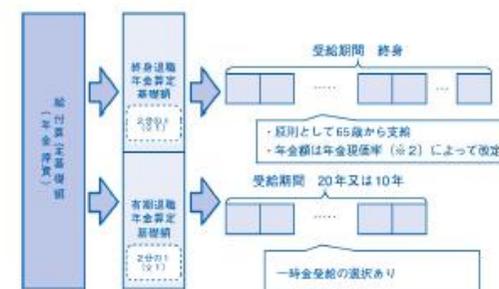
全国市町村職員共済組合連合会ホームページ
<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

◆積立時と年金受給時のイメージ

○積立時



○年金受給時



※1）組合員期間が10年未満の場合は1/4 ※2）年金原資を年金として支払うための率

お知らせ
▼ここを開いて中をご覧ください

←ここから開いて中面をご覧ください

